

**改正**

令和6年 3月31日告示第93号

中野市有害鳥獣対策事業補助金交付要綱

中野市有害鳥獣対策事業補助金交付要綱（平成21年中野市告示第48号）の全部を改正する。

（趣旨）

**第1条** この要綱は、本市における有害鳥獣による農作物等への被害を防止し、野生鳥獣が人里に出没しにくい環境を整備するため、防護柵等設置又は緩衝帯整備を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、中野市補助金等交付規則（平成30年中野市規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）有害鳥獣 農作物に被害を及ぼすイノシシ、ツキノワグマ、ニホンザル、ニホンジカ、ニホンカモシカ、タヌキ、ハクビシン等の獣及びカラス、ムクドリ等の鳥をいう。
- （2）防護柵等設置 市内で新規に実施する有害鳥獣から農作物等を守るための防護柵、電気柵並びに防鳥用ネット及びテグスの設置をいう。
- （3）緩衝帯整備 市内で実施する野生鳥獣を人里に出没しにくくするための森林整備等をいう。

（成果の指標）

**第3条** 当該補助事業に係る規則第19条第3項に規定する指標は、防護柵等を設置した農地の増加又は緩衝帯の面積の増加とする。

（補助金の交付対象者）

**第4条** 補助金の交付の対象となるものは、市内に農地又は山林を有する農林業者とする。

（補助対象経費及び補助金額等）

**第5条** 補助金の交付の対象となる事業、対象経費及び補助金額は、次の表のとおりとする。ただし、他の補助金の交付対象となるものは除く。

事業	対象経費	補助金額
防護柵等設置事業	防護柵等の設置に係る原材料費	対象経費の2分の1以内の額。ただし、防鳥ネットの設置について

		は10万円を限度とする。
緩衝帯整備事業	緩衝帯整備に係る賃金及び委託料	対象経費の2分の1以内の額

(補助金交付の申請)

**第6条** 規則第3条の申請書は、中野市有害鳥獣対策事業補助金交付申請書(様式第1号)によるものとする。

2 規則第3条の要綱で定める関係書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 防護柵等設置又は緩衝帯整備の事業計画位置図
- (2) 事業量、事業費、規模決定根拠資料等(設置に係る見積書、カタログ、図面等)  
(事業の変更等)

**第7条** 規則第5条第3号の承認を受けようとする場合は、中野市有害鳥獣対策事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

2 規則第5条第3号の要綱で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助金額に変更を及ぼさない補助事業に要する経費の配分の変更
- (2) 補助事業の成果に低下をもたらさない内容の細部の変更  
(申請の取下げ)

**第8条** 規則第6条第1項の申請の取下げは、規則第4条第1項に規定する通知を受けた日から14日以内に提出して行うものとする。

(実績報告)

**第9条** 規則第10条の実績報告書は、中野市有害鳥獣対策事業実績報告書(様式第3号)によるものとし、提出期限は、補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

2 規則第10条の要綱で定める関係書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 防護柵等設置又は緩衝帯整備の事業実施位置図
- (2) 経費の支払を証する書類
- (3) 事業の実施状況を確認できる書類

(補助金交付の請求)

**第10条** 規則第13条の規定による交付請求は、中野市有害鳥獣対策事業補助金交付請求書(様式第4号)により行うものとする。

(財産処分)

**第11条** 規則第17条第1項の承認を受けようとする場合は、中野市有害鳥獣対策事業財産処分承認申請書（様式第5号）により行うものとする。

**附 則**

（施行期日）

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

**附 則**（令和6年3月31日告示第93号）

この要綱は、令和6年3月31日から施行する。